

未諮問基幹統計の確認 に対する取組方針

平成26年10月20日

統計委員会基本計画部会

1 確認の根拠、趣旨

(1) 確認の根拠(第Ⅱ期基本計画の記述)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(略)統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計(基幹統計調査)を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。(以下略)

(2) 確認の趣旨

- 統計法施行状況報告に基幹統計(基幹統計調査)に係る変更・実施・公表に関する状況が盛り込まれていることを受け、この枠組みの下で未諮問基幹統計のレビューをすることにより、各府省で進めている品質保証の取組に基づく所管統計の見直し・改善に資する。統計作成府省においても所管統計の改善に向けた専門家の知見を得る機会として活用してもらいたい。

2 確認の視点

● 第Ⅱ期基本計画の記述に基づき、次の2つの視点から確認を行う。

(1) 公的統計の品質評価の要素

基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況については、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、23年4月8日改定)を参考に確認

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」別紙3 公的統計の品質評価事項（左列が主要要素、右列が補足的要素）

ニーズ適合性

- 統計作成の必要性はあるか
- 利用者のニーズを把握するための措置を講じているか
- 把握したニーズを適切に反映しているか
- 調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか
- 社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか

正確性

- 統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か
- 統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか
- 使用している統計基準や用語の定義は適当か
- 調査系統の設定は適当か

適時性

- 公表予定期日は統計の目的に照らして適当か
- 公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか
- 公表が公表予定期日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか

解釈可能性・明確性

- 対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか
- 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか
- 作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか
- 作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか

信頼性

- 標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか
- 統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか
- 公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保護のために講じている措置の内容を公表しているか
- 調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適当か
- 調査票情報の管理は適切に行われているか
- 統計の中立性は確保されているか

整合性・比較可能性

- 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か
- 統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か
- 過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か

アクセス可能性

- 公表時期と利用者への周知時期(e-Stat等への掲載時期)にタイムラグがないか
- アクセス可能な情報の一覧が公開されているか
- 利用者の照会窓口を設置しているか
- 二次的利用の推進を図っているか

効率性

- 同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか
- 他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか
- 被調査者の負担に配慮しているか

2 確認の視点(続き)

(2) 基幹統計の法定要件

基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況については、統計法の要件を確認

- (1) 統計法第2条第4項第3号の3要件を確認
 - イ) 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ) 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ) 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- (2) 基幹統計(基幹統計調査)には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、一定の規律が定められているが、これらの規律を課すにふさわしいかを確認
- (3) 特に、統計法施行時にはこれらの要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてなおかつ満たしているか、改めて確認

<第I期基本計画における基幹統計の判断要素の例>

- ① 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
- ② 月例経済報告で利用されている統計
- ③ 結果の利用が法令上規定されている統計
- ④ 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
- ⑤ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- ⑥ 地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- ⑦ 国際連合で提唱されたSSDS(System of Social and Demographic Statistics)を基に総務省が整理している人口・社会統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
- ⑧ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- ⑨ 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3 確認の対象となる統計の府省別一覧

- これまで統計委員会に諮問されたことがない(法律の変更に伴うもの又は名称変更のみに係る諮問を除く)基幹統計を対象に確認(現時点で20、以下の一覧参照)
- 確認前に諮問が行われる予定となった統計については確認の対象から除外

総務省

- 家計統計
- 個人企業経済統計
- 地方公務員給与実態統計

厚生労働省

- 人口動態統計
- 毎月勤労統計
- 薬事工業生産動態統計
- 賃金構造基本統計

経済産業省

- ガス事業生産動態統計
- 石油製品需給動態統計
- 経済産業省特定業種石油等消費統計

財務省

- 法人企業統計
- 民間給与実態統計

農林水産省

- 牛乳乳製品統計
- 作物統計
- 海面漁業生産統計
- 木材統計

国土交通省

- 建築着工統計
- 船員労働統計

文部科学省

- 学校保健統計
- 学校教員統計

4 確認の進め方

(1) 基本的な方針

- 確認は、基本計画部会で実施し、取りまとめる。
- 平成30年度については、第Ⅲ期基本計画に関する審議が見込まれることから、確認を行わないこととし、確認は26年度から29年度までの4年間に計画的に実施
- 各年度とも、基本計画の施行状況審議が終了した後、年度後半に確認
- 実施方法等については、平成26年度の実績結果を踏まえ、適宜見直しを図る。

4 確認の進め方(続き)

(2) 平成26年度の進め方等

<平成26年度の確認スケジュール(想定)>

時期	内容
10/20 基本計画部会	確認に対する取組方針を決定
11/17 基本計画部会	具体的な確認スケジュールを決定
12/8 基本計画部会	第1回の確認
1/29 基本計画部会	第2回の確認
2/19 基本計画部会	第3回の確認、審議結果報告書(素案)の検討
3/23 基本計画部会	審議結果報告書の取りまとめ

<各回の確認のための審議の流れ>

- 品質評価の視点や基幹統計としての要件の充足状況についても読み取れる内容の資料(概要は資料2の参考2参照)を作成し、確認のための審議の3週間前をめどに、各委員に配布
- それに対し、委員から事前に質問・意見を提出
- 事前に提出いただいた質問・意見に基づき審議

(※ 資料の作成や審議に当たっては、関係府省に対して協力を要請)

5 各年度に確認する統計の選定に関する基本的な考え方

- 平成26年度から29年度において確認の対象とする未諮問20統計については、以下のような基本的な考え方により、各年度の確認対象を選定。
 - 統計の利用面を勘案して、e-Statに採用されている分野に区分し、当該年度の確認が特定の分野に偏らないよう配慮
 - 周期統計調査によるものについては、調査実施年度の翌年度に確認
 - 複数の統計が該当する分野については、旧統計審議会における前回答申年月の順に確認を進めることを原則
 - 平成27年中に諮問審議等が想定される統計については、平成28年以降に確認することとし、正式に諮問が行われた段階で確認対象から除外
 - 年度ごとの統計作成府省・部局の負担や基本計画部会における審議の平準化にも配慮し、全体の確認年度を調整
- また、平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更

6 確認結果の取りまとめ等

- 各年度とも、前年度の統計法施行状況報告審議の一つとして、年度内に結果報告を取りまとめて公表
- 各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて第Ⅲ期基本計画にも反映
- 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用
- 改善を求める事項が指摘された場合は、自律的な改善を図るためには一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップ